

## 公益社団法人和歌山県理学療法士協会役員報酬等規程

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県理学療法士協会の定款第29条に定める役員報酬及び役員退職手当について必要な事項を定める。

### （定義等）

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、報酬とは役員の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等の報酬をいい、費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、資料代、手数料等の経費をいう。

### （役員報酬等の支給）

第3条 役員への報酬は、無報酬とする。費用は、役員から請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものは前もって支払うものとする。

### （公表）

第4条 この規程に定める役員報酬等の支給の基準は、法令の定めにより、これを公表する。

### （規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

### （委任）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。